

# 名古屋港管理組合公報

平成15年 5月15日

(木曜日)

第 306 号

## 目 次

○ 工事施行規程の一部改正…………… 1

## 訓 令

### 訓令第九号

組合内一般  
工事施行規程（昭和三十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第三十三条の見出しを「(工事成績)」に改め、同条第一項中「工事の検査結果通知書(様式第十五号)」を「完了届」に、「工事成績表(様式第十六号)」を「工事成績」に、「提出しなければならない」を「報告しなければならない」に改め、同条第二項中「工事成績表」を「工事成績」に改める。

第四十三条第五項中「検査結果通知書」の下に「(様式第十五号)」を加える。

第四十四条第一項中「完了検査合格後」を「完了検査終了後」に改める。

様式第十四号の二を削る。

様式第十五号中「(第33条関係)」を「(第43条関係)」に改める。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号 罰則

様式第二十八号を次のように改める。

様式第28号 (第44条関係)

【秘】 検 査 成 績 表					
工事番号		工 期			
工事名		着 手	年 月 日		
契約金額		完 了	年 月 日		
請 負 者		完 了 日	年 月 日		
		検 査 日	年 月 日		
考 察 項 目		主任監督員 氏名	総括監督員 氏名	検査職員 氏名	検査職員 氏名
項 目	細 別				
1 施工体制	I 施工体制一般				
	II 配置技術者				
2 施工状況	I 施工管理				
	II 工程管理				
	III 安全対策				
	IV 対外関係				
3 出来形	I 出来形				
	II 品質				
	III 出来栄え				
4 高度技術	I 高度技術力				
5 創意工夫	I 創意工夫				
6 社会性等	I 地域への貢献				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点	点	点	点
評価点(65±加減点合計)		① 点	② 点	③ 点	④ 点
7 評 定 点 計		_____点 ※ (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) =			
8 法 令 遵 守 等			- 点		
総 評 点		_____点 ※ 7 評定点計-8 法令遵守等=			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則  
この訓令は、平成十五年六月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合